

政令第 号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条（見出しを含む。）中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

第十七条の見出し中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第一号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条を第二十六条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げ、第二十条の次に次の一条を加える。

（特定地方公共団体）

第二十一条 法第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とする。

附 則

この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

理由

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、法人農地取得事業に係る特定地方公共団体として兵庫県養父市を定める等の必要があるからである。